

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

## ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

## (2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

## (3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

## (4) 退職給付引当金の計上基準

## ① 独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

## ② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

## (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

## (6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員<sup>(註)</sup>の退職金の支給に備えるため、平成 18 年 3 月 31 日以前から在籍する者については独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入し、平成 18 年 4 月 1 日以降採用した者については独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職共済法に基づく退職金共済制度に加入している。また、職員の希望により東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第 3 条に規定する「職員」

## 4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(4) に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1) ～ (3) に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位の計算書類 (第 1 号第 1 様式、第 2 号第 1 様式、第 3 号第 1 様式)
- (2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)
- (3) 拠点区分の計算書類 (第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)
- (4) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

## ア. 特別養護老人ホーム偕楽園ホーム拠点区分

社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号、以下「社会福祉法」という。) 第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム偕楽園を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

## ① 法人本部サービス区分

理事会の運営及び監事の業務活動による経費、法人役員の報酬等その他のサービス区分に属さない経費及び収益について区分経理するために法人本部サービス区分を設けている。

## ② 特別養護老人ホーム 偕楽園ホームサービス区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム

なお、当サービス区分においては、社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人短期入所事業[介護保険法(平成 9 年法律第 123 号、以下「介護保険法」という。) 第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護事業]及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防サービスを実施しているところであるが、当該事業は、特別養護老人ホームの空きベッドを活用した事業であり、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省

雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長通知 雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号、以下「運用上の留意事項」という。)の別紙の 5 の(2)のイの(ア)により、サービス区分表示が不要とされているため、特別養護老人ホーム偕楽園ホームサービス区分に含めている。

③ グループホーム 初音の杜サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業(介護保険法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防サービス

④ デイサービスセンター 初音の杜サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業(介護保険法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業(第 1 号通所事業)

⑤ 認知症対応型デイサービスセンター 初音の杜サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業(介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防サービス

⑥ 偕楽園ホーム居宅介護支援事業所サービス区分

介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業(公益事業)

⑦ 配食サービス事業サービス区分

地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス事業(公益事業)

イ. (仮称)第二偕楽園ホーム建設準備会計拠点区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホームの開業に必要な施設の整備及び開業準備を行う拠点区分である。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の 種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	89,631,458	0	0	89,631,458
建 物	506,609,901	6,448,000	32,678,234	480,379,667
合 計	596,241,359	6,448,000	32,678,234	570,011,125

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,093,676,305	613,296,638	480,379,667
構築物	30,744,575	15,472,734	15,271,841
機械及び装置	600,348	66,737	533,611
車輛運搬具	19,940,175	14,844,170	5,096,005
器具及び備品	154,418,135	126,828,531	27,589,604
合 計	1,299,379,538	770,508,810	528,870,728

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	100,348,314	407,709	99,940,605
未収金	176,080	0	176,080
合計	100,524,394	407,709	100,116,685

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容  
該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務  
該当する事項はない。

13. 重要な後発事象  
該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産  
の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 積立金の積立及び取崩しに係る方針

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。  
なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計  
上している。

① 新谷ヒデ基金積立金

奨学金の貸付を目的に寄付されたものを積み立てており、同額の積立資産を留  
保するものである。当該積立金を使用して奨学金の貸付に充てる際は、予め理事  
会の承認を得て取崩すものである。

なお、当年度において、奨学金の貸付のため 116,640 円の取崩を行っている。

② 新規事業積立金

法人の将来の施設整備及び設備整備に係る支出に備えるために積み立てているも  
のであり、同額の積立資産を留保しているものである。

この積立金はあらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すものである。

③ 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の設備・修繕、環境の改善等に要する費用、及  
び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る支出に備えるために積み立てている  
ものであり、同額の積立資産を留保しているものである。

この積立金はあらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すものである。